

広島県選挙管理委員会告示第九十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十五年十二月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	国家公務員共済組合連合会 呉共済病院忠海分院	竹原市忠海中町二丁目一番四五号	平成二五年二月六日